

令和2年度

事業計画

社会福祉法人 禎人会

令和2年度

事業計画

法人本部事業

社会福祉法人 禎人会

社会福祉法人 禎人会

《基本理念》

『医療と福祉の連携』により、地域に根ざした社会づくりに貢献いたします。

1. 運営方針

法人の基本理念である「医療と福祉の連携」の推進により、利用者が真に必要としている支援及び介護サービスを提供するため、全職員が利用者一人一人を真摯に「想い」「考え」相互理解を深め、介護技術の向上へ献身し、地域に於ける高齢者福祉サービスの拠点となるべく地域の信頼を得た透明度の高い、開かれた施設の形成を目標とする。

2. 法人財政基盤の強化

法人の運営費及び借入金（独立行政法人福祉医療機構）の必要財源の確保を図るために、下記事項に取り組む。

- ① 法人・施設全体としてのコスト意識。
- ② 各事業所協力体制より稼働率等を定期調査、体制の見直しを引続き図る。
- ③ 中期的・長期的資金計画の補正。

3. 経営基盤の確立

- ① 人材増員・育成
 - ・提供サービスの質の向上は、職員の数また職員の人格及び技能的向上より反映されることから、人材育成プログラムの随時見直し、倫理・法令遵守を含む内外研修の強化。外国人雇用も視野に入れ、人材増員・育成の更なる向上を図る。
- ② 組織の強化
 - ・経営基盤の確立を図るため、組織体制・責任体制の見直し、人事システムの確立に取り組み、報告・伝達の組織的連携を充実させる。
- ③ 各制度への迅速な対応
 - ・各制度が改定された場合は、迅速に情報を収集し、会議・回覧などで、職員全員に周知する。

- ④ 地域との連携増進
 - ・ ボランティア受け入れ体制の強化、地域へ出向いての介護出前講座の開催。社会資源の活用また連携を行い、地域住民の信頼を得る交流の拠点を旨す。
- ⑤ 中・長期的事業計画案の推進
 - ・ 中期的事業計画案・長期的事業計画案を推進し、法人・施設・職員全体として職分に応じた責務を担い協働していく。

4. 理事会・評議員会開催計画

- 4月 理事会及び評議員会（前年度収支決算報告 他）
- 7月 理事会及び評議員会（第1四半期収支報告 他）
- 10月 理事会及び評議員会（第2四半期収支報告 他）
- 12月 理事会及び評議員会（第3四半期収支報告 他）
- 3月 理事会及び評議員会（新年度予算案、事業計画案 他）

5. 監事による監査

- 7月 ・ 第1四半期分（4月、5月、6月）の監査
- 10月 ・ 第2四半期分（7月、8月、9月）の監査
- 1月 ・ 第3四半期分（10月、11月、12月）の監査
- 4月 ・ 第4四半期分（1月、2月、3月）の監査
 - ・ 前年度収支決算の監査

6. 情報発信マネジメント

介護サービスの実施内容を中軸とした多彩かつ明示的で利用者の判断に資する情報の質を維持した上、今後、第三者評価機関等を取り入れることを視野に入れ、各機関との相互協力と認知度のさらなる向上を図る。

① インターネットの活用

- ・PCサイト・SNSの定期的更新及び求人情報の強化、事業所情報とサービス及び活動内容を充実し、各サイトの特徴を活かした情報展開を行っていく。

② 広報誌の改善・配布及び紙面の掲示

- ・利用者及びその家族、地域等に配布している施設広報誌を、読者により理解しやすい内容、レイアウト等に改善。また、事業所内や関連施設に実施サービス及び施設概要等記載の紙面掲示を推進する。

③ 発信情報の保守管理

- ・施設内行事や各種変更の告知等、各記録の統合管理を整備し、個人情報への配慮に基づき発信情報の一元化を図る。

7. 地域社会への貢献活動

高齢者福祉業界の競合化に伴い、地域住民に資する福祉サービス提供の場となるべく施設の機能や特色を公開し、地域密着型の運営体制の強化を図る。

8. 役員研修

社会福祉協議会主催等の法人役員研修会への積極的参加

9. 職員福利厚生の充実

明るく活気ある職場づくりを推進し、職員の健康増進を図る。

- ① 健康診断の受診啓発を進め、年2回の定期健康診断また再検査の啓発・メタボリック健診を実施。(35歳以上対象) 職員の生活習慣病予防、利用者処遇の中で生ずる感染症の予防等、健康管理を努める。
- ② 上司による定期的な面接や職員アンケート等を継続し、悩みごとや相談ごとに迅速に対応、ハラスメントのない職場環境づくりを目指す。
- ③ 職員のメンタルヘルスを判断・分析し業務へ反映できる体制を策定する。

10. 業務の合理化

利用者の処遇向上及び職員の労働条件改善等を図るため、下記の事項に取り組む。

- ① 利用者情報の組織的な共有化により連携力の強化を推進する。
- ② 創意工夫を通じた介護に配慮された業務の省力化、機器及び設備や介護関係福祉器の導入を図り、業務の合理化を推進する。
- ③ 各事業所単位による自己管理システムの確立を図り、業務の簡略化を図る。
- ④ 各提出書類の定期的な見直しを実施、より合理的かつ効果的な記録整備に努める。

11. 災害防止の徹底

利用者が安心して生活及び通所できる場所として、施設機能の改善と整備を常に怠ることなく実施し、教育訓練と併せて防災意識の高揚を利用者と職員が一体となり進める。また、各町内会や地域住民へ災害発生時の協力を依頼し、体制の強化を図る。

- ① 年2回の避難訓練内容の見直し及び緊急連絡網を使用した伝達訓練・搬送訓練を行うことで、より現実に近い訓練を行い、消防機関に評価・指導を要請。
- ② 消防計画書に従った、利用者への防災意識の啓発普及、職員への教育を推進。

12. 業務管理

- ① 建物・設備・備品等の管理については巡回点検に重点を置き、破損箇所等は速やかに使用中止・修繕を行い、生活環境の安全性を高める。
- ② 各会議（ユニット会議・全体会議等）の有効利用に努め、ユニット単位、事業所単位、施設全体と、情報の共有化を図る。

令和2年度

事業計画

特別養護老人ホームシンフォニー

社会福祉法人 禎人会

令和2年度特別養護老人ホームシンフォニー事業計画

特別養護老人ホームは、入居している要介護者に対して、施設サービス計画に基づいた食事、入浴、排泄等の介護やその他の日常的な生活援助、栄養管理、機能回復、療養上における世話等を計画・実施するものであり、その性質上様々な状態の方が長期的な入所生活を送る空間ともなり、そこで提供される介護サービスは、入居者の日常生活及び人生に影響を与える意味で重要な役割を担っている。

そのため、施設の機能や職員の能力を最大限に生かし、“生活の継続性・個別性”を軸とした、人としての尊厳を基盤として利用者の立場に立った良質なサービス提供において、質の高い介護・支援に努めなければならない。

1. 基本方針

法人の基本理念である「医療と福祉の連携」を基本方針とし、利用者にとっての健全な環境整備に努め、人間としての尊厳を保ちながら、明るく楽しい施設の中で自立及び生きがいのある生活が送れるよう、利用者一人一人に合わせた介護サービス計画を作成し、援助することを目的とする。

また、職員が一体となって利用者個人の人権を尊重し、利用者の意向や人格を尊重したケアを行い、施設内はもとより地域や家庭との結びつきや各福祉サービス機関との密接な連携を重視した運営に於いて、日常における快適で文化的な生活空間の実現を図る。

<重点項目>

- (1) あらゆる面でご利用者の基本的人権を尊重した介護を実現する。
- (2) ご利用者が自立及び生き甲斐を持って生活できる環境を実現する。
- (3) 職員、家族、周辺地域間の連携によるより良い介護環境を実現する。
- (4) ご利用者の健康保持と疾病予防、緊急体制など医療体制を強化する。
- (5) 介護サービスの技術的な向上を目指し、組織的に取り組む。

2. サービス方針

- (1) 利用者一人一人の個別性を重視し、活力ある生活を支援する体制
- (2) バランスが良く利用者一人一人にとって楽しく美味しい食事を提供
- (3) ユニット単位で環境整備を徹底し、施設内の美化を維持
- (4) 職員の専門的知識、技術の向上による介護環境の充実
- (5) 地域住民やボランティア等の交流や参入による生活空間の活性化

(6) 情報発信（広報、インターネット等）による透明度の高い開放的な施設づくり

3. 事業実施計画

(1) 入居者処遇

- ① 個別介護サービス計画の作成は、ADL・IADL・疾患・精神及び身体状態など様々な角度から総合的に把握、分析し、利用者のニーズに対応した適切なプランを作成した上でサービス提供をする。
- ② ケアプラン作成については、各専門職員（介護支援専門員・生活相談員・看護師等）による入念なカンファレンスにより作成し、必要に応じてプラン作成及び見直しを行い、質の高いサービス提供に努める。
- ③ 施設内における職員間の“利用者情報の共有化”を推進し、定期的な職員会議等の開催により、相談員、介護支援専門員、関係職員等との連携の充実を図り、入居者処遇の向上に努める。
- ④ 嗜好、健康状態に適切に対応した栄養に富む食事を、ゆっくりと和やかな雰囲気の中で利用者個々の欲求を尊重し、きめ細やかな配慮の上で提供する。
- ⑤ 施設は、緊急やむを得ない場合を除き、入居者の身体拘束やその他の行動制限を行わない。
- ⑥ 入居者の受け入れ方針は入居判定委員会等で十分に検討し公平に行い、状況に応じ定期的な見直しを実施する。
- ⑦ 各種ボランティアや学習療法の積極的な導入・活用を目指す。
- ⑧ 外出機会の増大を図り、入居者の精神衛生の向上に寄与するよう努める。
- ⑨ 協力病院による定期的な往診で入居者の健康維持と病気の早期発見を図る。
- ⑩ ユニットケアの利点を最大限活かし、ユニットごとに特色ある企画の立案、実践を目指す。
- ⑪ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行い、その発生を防止するための体制の強化を図る。
- ⑫ 健康増進教室を開催し、入居者また家族への医療・介護の専門的な情報提供を行う。

(2) 業務・設備改善

- ① 食中毒の防止、諸感染予防、MRSA、インフルエンザ等の予防に万全を期す。
- ② 電気・水道等の節減を中心に、コスト意識の浸透を図る。
- ③ 定期的に避難、救出等の非常災害時を想定した訓練を行い、緊急時に冷静かつ迅速な対応が出来るよう施設全体としての体制を強化する。
- ④ 入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適正に対応するための窓口、苦情処理委員会等を設置し常にその改善に努める。

⑤ 個人情報規定に基づき業務上知り得た入居者及びその家族の秘密を保守する。

(3) 職員処遇

- ① 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得についての支援を行う。
- ② 職員研修の充実に努めサービスの質の向上を目指す。
- ③ 職員の悩み・相談には迅速に対応し、ハラスメントのない環境づくりを目指す。
- ④ 健康診断、予防接種等、職員の健康管理の強化に努める。
- ⑤ 勤務時間の見直しや非常勤職員の活用など、より実態に合った待遇の改善を行う。
- ⑥ 業務マニュアルの見直しを行い、新任職員や経験年数の少ない職員でも対応できるような体制を整え、職員全体としても介護サービスにムリ・ムダ・ムラの無い体制を築いていく。
- ⑦ その他、職員の資質向上に寄与する情報を積極的に摂取、活用する体制を強化する。

4. 令和2年度各ユニット活動実施計画

特別養護老人ホームシンフォニー活動指針

増床に伴い、利用者のニーズが多様化する中で個々に合わせたきめ細かい介護サービスを提供できるよう体制の改善に努める。

一時的な介護スキルの低下を補う為、外部講師及び職員による内部研修の積極的に行い、日々の業務の中だけでは培うことの難しい部分の介護技術の強化とセルフコントロールを養うことを重点にマンパワーの底上げを図る。また、効果の期待できない非効率なサービスを見極め、内容のある的確な働きかけを適時実践することを組織として徹底する。利用者が豊かな老後生活を営むにふさわしい場へと更に一歩進んでゆく。

シンフォニー〔2階〕

(1) 空の家

『毎日を楽しんで過ごしていただく』

(2) 森の家

『入居者様やご家族様との信頼関係をより深め、住み心地の良い環境を創る』

『入居者様がストレスを感じ笑顔の絶えない日々を送れる環境を創る』

『専門職の方と情報交換し、迅速に対応できるよう環境を整える』

(3) 星の家

『その人らしい生き方を尊重し、サポートする』

シンフォニー〔3階〕

(4) 月の家

『安心できる生活を提供していく』

(5) 花の家

『家庭的な雰囲気の中、個性や気持ちを尊重し、その人らしさを引き出す』

アネックス〔2階〕

(1) 丘の家

『入居者様が安心して生活ができる環境を創りひとりひとりに合ったケアを行う』

(2) 虹の家

『日々観察を怠らず入居者個々の変化に気付き事故を未然に防ぐ』

『リハビリ（機能訓練）を充実させ身体機能の維持または向上に努める』

(3) 光の家

『ハウレンソウを大切にし、

利用者様の情報把握と適度な関わりで安心して過ごしていただく』

アネックス〔3階〕

(4) 雪の家

『入居者様を尊重し、チームワークを大切にケアを行う』

(5) 風の家

『入居者様に寄り添い、心の声を聴き、温かく丁寧な介護を心掛ける』

令和2年度

事業計画

短期入所生活介護事業所シンフォニー

社会福祉法人 禎人会

令和2年度短期入所生活介護事業シンフォニー事業計画

短期入所生活介護とは、心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的な在宅での日常生活に支障がある利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図るものである。

そのため、居宅生活の継続性・自立性を尊重し、地域との結びつきを重視し、他の居宅サービス事業者並びに他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に於いて、施設の機能や職員の能力を最大限に生かし、人としての尊厳を基盤として利用者の立場に立った良質なサービス提供による質の高い介護・支援に努めなければならない。

1. 基本方針

法人の基本理念である「医療と福祉の連携」を基本方針とし、利用者にとっての健全な環境整備に努め、人間としての尊厳を保ちながら、明るく楽しい施設の中で自立及び生きがいのある生活が送れるよう、利用者一人一人に合わせた介護サービス計画を作成し、援助することを目的とする。

また、職員が一体となって利用者個人の人権を尊重し、利用者の意向や人格を尊重したケアを行い、施設内はもとより地域や家庭との結びつきや各福祉サービス機関との密接な連携を重視した運営に於いて、日常における快適で文化的な生活空間の実現を図り、利用者が「居心地がいい」「また泊まりたい」と思ってもらえるようなサービスや居住環境等の提供を図る。

<重点項目>

- (6) あらゆる面でご利用者の基本的人権を尊重した介護を実現する。
- (7) ご利用者が自立及び生き甲斐を持って生活できる環境を実現する。
- (8) 個別サービスプログラムの作成と実践及び評価
- (9) 職員、家族、周辺地域間の連携によるより良い介護環境を実現する。
- (10) ご利用者の健康保持と疾病予防、緊急体制など医療体制を強化する。
- (11) 介護サービスの技術的な向上を目指し、組織的に取り組む。

2. サービス方針

- (7) 利用者一人一人の個別性を重視し、活力ある生活を支援する体制
- (8) バランスが良く利用者一人一人にとって楽しく美味しい給食を提供
- (9) 環境整備を徹底し、施設内の美化を維持
- (10) 職員の専門的知識、技術の向上による介護環境の充実
- (11) 地域住民やボランティア等の交流や参加による生活空間の活性化
- (12) 情報発信（広報、インターネット等）による透明度の高い開放的な施設づくり

3. 事業実施計画

- ① 在宅生活の個別性、生活環境のスムーズな継続性を重視し、施設と居宅生活との近似を目標に組織的なケアを実践。
- ② 各利用者へ真摯に向き合い、不安や混乱、怒りやストレス等の早期払拭に努める。
- ③ 嗜好、健康状態に適切に対応した栄養に富む給食を、ゆっくりと和やかな雰囲気の中で利用者個々の食事に対する欲求を尊重し、極め細やかな配慮の上で提供する。
- ④ 関係福祉機関、稼働率の向上・利用者の定着化を促す。
- ⑤ 個人情報保護を前提とした、各種実施業務の記録管理及び保安体制を徹底する。
- ⑥ 生活相談員・介護支援専門員連絡等による、注意事項をミーティング時に確認、徹底する。
- ⑦ 各種会議やミーティングにより、ケア体制の強化、事故防止に取り組む。
- ⑧ 施設行事やレクリエーション等、各事業所や特養と連携を取り、積極的に参加できるようにしていき、利用することが生きがいにつながるような施設を目指す。
- ⑨ ユニット間の連携を充実させ、ショートステイとして特色の行事や雰囲気を目指さず。また、施設としての個性を考え、活気のある居住空間を目指す。
- ⑩ 環境の変化による不安や緊張感による心身の変化を観察し、迅速かつ適切に対応できる職員の意識を徹底する。
- ⑪ 利用者の家族の介護環境や背景及び状況の変化等を情報交換できる連絡体制の充実を図る。
- ⑫ 利用者の所持品・衣類等を的確にチェックし、苦情の無いように努める。
- ⑬ モニタリング・評価・見直しを行い、状況の変化に柔軟な対応ができるケアを行えるように努める。
- ⑭ 利用者の増減や行動エリアの拡大に対応できるよう、居宅介護支援事業所や包括支援センターとの連携を強化し、施設全体としての協力体制を築いていく。

4. 令和2年度ユニット活動実施計画

海の家

『ご利用者様のADLを低下させない支援の提供』

令和2年度

事業計画

デイサービスセンターシンフォニー

社会福祉法人 禎人会

令和2年度デイサービスセンターシンフォニー事業計画

1. 基本方針

通所介護及び介護予防通所介護事業は、介護が必要な在宅の高齢者に社会との交流の機会を提供するとともに、介護予防の効果的な実践による心身の機能訓練に於いて生活の活性化及び心身の自立を促し、家族の介護負担を軽減させる役割も担っている。

介護保険制度改正による利用者負担の増加に伴い、より一層のサービスの質的向上が求められる現在、利用者の要介護以前の日常的な健康管理や介護予防から、介護が必要になった場合のサービスを一貫した流れの中で支えるマネジメントに於いて、高品質なサービスを提供できる場を目指し、職員の自覚と意識の徹底を図る。

また、法人の理念でもある「医療と福祉の連携」において、地域の保健・医療・福祉サービス等とのコミュニケーションを通じ、地域に密着した総合的なサービスの提供に努め、利用者が住み慣れた地域の中で豊かな老後の生活を継続し、個々の利用者の生きがいと一緒に実現できるデイサービスセンターであることを目指す。

2. サービス方針

(1) 送迎

送迎にあたっては、利用者の健康や身体状態の異変に充分配慮し、事故のないよう安全で合理的な送迎サービスの提供を行う。

また、利用者の昇降及び車内での様子については、介護職員等が連携を密にして、随時適切な対応が図られるよう万全を期するとともに、携帯電話を常備しセンターとの連絡や家族との連絡要請、送迎車が出発した後の欠席連絡や発着時間の変更等に柔軟な対応ができる体制を図る。

(2) 入浴

入浴は、利用者の健康状態を充分把握し、プライバシーにも充分配慮しながら安心して入浴できる環境づくりに努める。

(3) 健康状態の確認

血圧、体温、脈拍、体重（月1回）、身長（半年毎）測定を中心に個別の状態を観察記録し、利用者の健康状態の把握に努める。

(4) 食事

嗜好調査の実施等により、利用者個々の食事に対するニーズの把握と欲求を尊重し、それに応じた行事食や旬の食材を使用することで季節を感じて頂くなど、きめ細やかな食事を提供することに努める。また、食事を通して交流を深める機会や楽しく食事

が出来るような雰囲気作りを心掛ける。また、衛生管理には十分配慮し、感染症又は食中毒の予防及びまん延防止の徹底を図る。

(5) レクリエーション

利用者の個性、能力や生活背景等を尊重考慮し、心身機能と精神衛生の向上を趣旨とした様々な内容の活動プログラムを利用者の要望に応じ、個別に提供する。

(6) 機能訓練

利用者個々の状態に合わせた「個別訓練」を実施し、個人の状況に合わせたプログラムを提供する。

(7) 相談援助

利用者の身体的・精神的な安定を図るため、相談援助、生活指導等を行い、個々の生きがいや楽しみを支援する。

(8) 介護予防

心身の機能低下の防止を目的として、専門職員が効果的な予防知識や技術を提供し、筋力増強のための運動の実践等により自立した生活を過ごせるよう支援する。

3. 事業実施計画

(1) 連携の強化

地域の保健・医療・福祉のサービス提供機関や、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所等の関係機関との連携を密にし、施設全体としての協力体制を充実させ、共通の認識を持ち一貫性のあるサービス提供に努める。

(2) 非常災害対策の強化

非常災害時における利用者の安全確保を目的とした具体的計画を定期的に職員に周知する。また、関係機関への通報体制の整備や、地域参加型の防災訓練などを行う。

(3) 緊急時の対応の強化

緊急時対応マニュアルを定期的に周知し、定期的な教育及び訓練を行う。

(4) 苦情処理体制の整備強化

サービス提供に係る利用者からの苦情解決に際しては迅速かつ適切に対応し、体制整備を強化する。

(5) 研修の強化

サービスの質の向上を図るため職員の研修の参加を推進する。個々の資格取得については可能な限り支援する。

(6) 会議等の充実

サービス担当者会議や日常のミーティングを積極的に行い、その課題に基づき定期的なモニタリングを行いサービス環境の充実を図る。

(7) 出張健康教室・介護相談教室の充実

在宅での日常生活に活かせるような体操や知識をわかりやすく伝達できるプログラムを作成し、自宅で反復練習ができる内容とする。介護相談では、介護上のストレスや不安が解消できるよう、個別的な相談にも応えられるよう整備を行い、開催頻度を増やし、介護者が相互に交流できるよう地域に根差す運営に努める。

(8) 創意工夫

利用者に満足していただけるデイサービスを目標に、各職員がアイデアを提案し、活気あるデイサービスセンターを目指す。

令和2年度

事業計画

ヘルパーステーションシンフォニー

社会福祉法人 禎人会

令和2年度ヘルパーステーションシンフォニー事業計画

1. 基本方針

法人の理念である「医療と福祉の連携」を基本方針とし、ヘルパーステーションシンフォニーが行う訪問介護及び介護予防訪問介護事業は、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対しその居宅において、訪問介護員により入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたる援助等を行い、高齢者が自立した豊かな生活を送ることができるよう支援する。また、サービス提供を通じて生活上の課題を発見し、解決に向けた情報やサービスの提供を行うとともに、連携を密にした援助活動を展開する。

2. サービスの内容

(1) 身体介護サービス

利用者のADLの維持と向上を援助し、介護者の負担を軽減する。

- ・ 食事の介護
- ・ 排泄の介護
- ・ 衣類着脱の介護
- ・ 入浴の介護
- ・ 身体の清拭及び洗髪の介護等

(2) 家事援助サービス

利用者の衣食住を中心とした基本的な日常生活を支援する。

- ・ 調理
- ・ 衣類等の洗濯及び補修
- ・ 居住等の掃除及び整理整頓
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ その他必要な家事等

(3) 介護予防サービス

利用者が可能な限り自ら家事等を行うことができるよう配慮し、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する。

(4) 相談及び助言

生活、身体、介護等に関する相談及び必要な助言を行う。

3. 事業実施計画

(1) チームケアの確立と連携の強化

- ・本人及び家族
- ・管理者、サービス提供責任者、ヘルパー、介護支援専門員等
- ・行政、地域包括支援センター、他の事業所等
- ・ボランティア等インフォーマルな支援機関等

(2) マニュアル

ヘルパーが安全かつ効率的に行動できる下記のマニュアルの定期的な見直しを行い、業務全般におけるの向上を図る。

- ・ヘルパー業務マニュアル
- ・感染症対策マニュアル
- ・事故対策マニュアル
- ・苦情対応マニュアル

(3) 苦 情

組織的な連携を基に、利用者からの苦情には迅速かつ的確に対応できる体制の整備をさらに強化する。

(4) 個人情報保護

利用者のプライバシー等を保護することを徹底するため、定期的な教育・訓練を行う。

(5) 高齢者虐待防止

在宅における虐待防止や不適切なケアの提供を未然に防ぎ、共通の認識をもって取り組み情報の共有化を図る。

(6) 研 修

ヘルパーの質の向上を図り、利用者に安心した介護サービスを提供できるよう、定期的な下記の研修等を行う。

- ・介護技術演習
- ・緊急時の対応
- ・感染症及び食中毒予防について
- ・交通安全指導

(7) サービス担当者会議

定期的なサービス担当者会議やミーティングの開催により他職種等と連携しながら、情報を共有し利用者を支援する。

(8) モニタリング

訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を定期的に行い、課題の改善状況等を踏まえつつ、柔軟なサービスの提供に努める。

(9) 処 遇

管理者はヘルパーの処遇の改善を常に心がけるよう努め、ヘルパーが悩みや相談等をうちあけやすい環境を設定し、メンタル面のケアも行うよう配慮する。

(10) 資 格

個々の技術の向上のため、介護福祉士等の資格取得のための協力と支援を行う。

(11) 健康診断

事業所はすべてのヘルパーに1年以内ごとに2回、健康診断を実施して健康管理に留意する。

令和2年度

事業計画

居宅介護支援事業所シンフォニー

社会福祉法人 禎人会

令和2年度居宅介護支援事業所シンフォニー事業計画

居宅介護支援事業所とは、専門的な介護知識を有するケアマネージャー（介護支援専門員）が、利用者及び家族との相談・助言、ケアプラン作成、サービス事業者との連絡・調整等、介護サービスの利用窓口として中心的な役目を担っている。そのため、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に偏ることなく、公正かつ中立なサービスを提供しなければならない。

1. 基本方針

法人の基本理念である「医療と福祉の連携」を基本方針とし、高齢者の「尊厳の保持」に基づく「自立支援」を柱とした積極的なケアマネジメントに於いて、利用者の背景や環境等を考慮し、心身状況の改善意欲を促進させ、その有する能力に応じた生活の維持・改善を図り、包括的及び継続的なケアマネジメントの中で、利用者の選択に資する明確なサービス説明により、適切な地域支援や保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう支援を行うものとする。また、各種法令の改定にも迅速かつ柔軟に対応し、利用者が適切なサービスを受けることができるよう、情報の収集と共有に基づく組織的な連携を充実させ、全職員に周知を促していく中核的な役割を担うものとする。

2. サービス方針

- (13) 地域包括ケアの拡充を視野に入れ、主治医とケアマネージャーの連携、在宅と施設の連携等を強化。
- (14) 居宅介護予防サービス計画の作成と問題点の把握及びその評価。
- (15) 地域におけるケアマネージャーのネットワーク強化を促進。
- (16) サービス担当者会議における専門的なチームケアによる、適切な身体的・精神的機能の維持や家庭復帰の支援。
- (17) ケアマネージャーの専門性・資質の向上を主とした各種研修の実施。
- (18) 利用者処遇の向上におけるケアマネジメントの独立性・中立性の確保。
- (19) 利用者個々の必要性と生きがいの把握、家族等の介護負担の軽減を図れるサービス管理体制。
- (20) 利用者及びその家族の意向、目標を反映した居宅介護サービス計画を作成し、サービス利用による結果をモニタリングするとともに、随時居宅介護予防サービス計画の見直しを行う。
- (21) 利用者による苦情や要望の受入から迅速且つ誠実な対応、再発の予防とサービス向上へ反映させる管理体制。
- (22) 職員の専門的知識、技術の向上と研修の積極的参加。
- (23) 利用者の選択に資する開示的な情報発信マネジメント（ホームページ、広報紙等）

を図る。

4. 事業実施計画

- ⑮ ケアカンファレンスの定期的な実施と見直しを徹底する。
- ⑯ 利用者からの相談に対応する際にプライバシーと人権を守るため、守秘義務の明確化を図る。
- ⑰ 利用者と共に向き合い、不安や混乱、怒りやストレス等の早期払拭に努める。
- ⑱ 利用者がサービスを通じて安定した生活を送れるように、他の居宅サービス事業者及び介護保険施設等の関係者との連携強化を目指す。また、利用者サービス事業者との信頼関係が築けるよう、その調整にも努める。
- ⑲ 利用者、職員、家族の連携を強化し、ニーズの発見と処遇の改善に努める。
- ⑳ 紙面〔電子〕記録の適切な整理及び二重化等により個人情報の保安全管理を徹底する。
- 21 利用者宅を定期的に訪問し、ご利用者の家族との連絡を密にするとともに、必要に応じて利用者及び家族のモニタリングを行い、居宅介護サービス計画の見直しを行う。
- 22 ケア体制の強化、事故防止に努める。
- 23 利用者の心身等の観察に注意を払い適切な相談援助を行う。
- 24 社会資源としての自覚を持ち、地域社会の拠点となるような事業所作りを目指す。
- 25 利用者情報の整理を行い、長期未連絡者には定期的なコンタクトや経過聴取を図る。
- 26 高齢者の迅速な情報収集を維持するために各地域の社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携を密にし、各事業所協力の上、対応していく。

令和2年度

事業計画

生活支援ハウスシンフォニー

社会福祉法人 禎人会

令和2年度生活支援ハウスシンフォニー事業計画

1. 基本方針

法人の基本理念である「医療と福祉の連携」を基本方針とし、介護支援機能、居宅機能および交流機能を総合的に提供することにより高齢者が安心して健康で明るく、自分らしい生活を送れるよう支援する。また、入居者情報の組織的な共有において施設内の連携力の増強を推進し、入居者処遇の向上を図る。

2. サービス方針および事業実施計画

① 施設・設備管理

- ・ 入居者情報の共有化による施設内の円滑な協力体制づくりを目指す。
- ・ 入居者の定期的な意見、意識調査を実施し、実態把握と改善を図る。
- ・ 環境整備の徹底により施設内の美化を保つ。
- ・ 衛生管理に配慮し食中毒予防の周知徹底を図るとともに、啓発普及を行う。
- ・ 感染症予防に関する啓発普及を行う。
- ・ 季節に順じた装飾や掲示等で施設内の雰囲気向上を図る
- ・ ご家族、友人等が気軽に訪れることが出来るような施設づくりを目指す。

② 相談・助言業務

- ・ 入居者の将来的不安に対する相談については、助言・提言を積極的に行う。
- ・ 入居者の入退所に関わる件については、親族、市役所、協力医療機関、居宅支援事業所等と連携し、迅速且つ最良の対応を心がける。

③ 健康管理

- ・ 生活習慣の改善や認知症、寝たきりにつながる疾病の予防と適切な運動を実践することで介護予防を目指す。
- ・ 協力医療機関と連携をとり、必要時に適切な措置を講じるとともに、24時間体制で職員が管理し安心して生活して頂く。
- ・ 健康増進の為に勉強会などの積極的な参加を促す。
- ・ 入居者に対する各種相談、助言の場を定期的に設け、悩みや相談事には迅速に対応していく。

④ レクリエーション等

実施に際しては生涯学習、介護予防、精神衛生、地域交流や閉じこもり防止等の目的のもと、レクリエーションの幅の拡大を図る。

- 1) 月1回集会を行い、入居者の要望を取り入れ、より良い生活の場を提供する。
- 2) ADL維持・ストレス解消を図るため、週2回の介護予防体操を継続する。
- 3) 週1回の送迎、季節毎の行事を月1回行い、入居者同士の接触を推進する。
- 4) 家庭菜園、屋内行事を企画し、入居者同士、また職員入居者間の親睦を図る。
- 5) 月1回勉強会を行い、介護、健康管理等の情報を提供する。
- 6) 地域行事等の情報を開示し、地域交流の場を提供する。

⑤ 在宅サービス

- ・ 居宅支援事業所、デイサービス、ヘルパーステーションと連携をとり、入居者の在宅サービス利用の相談や助言を行う。

⑥ 職員研修

- ・ 経験、記録の集積より支援ハウスとしての役割を研究し援助技術の向上を図る。
- ・ 他施設見学、研修会参加や資格取得等サービス技術の向上に積極的に取り組む。
- ・ 身体的援助より精神的援助の比率が高い部署であるので、入居者の相談や悩み事に対応できるような職員研修を優先的に受講する。

⑦ 緊急体制

- ・ 緊急対策マニュアル（夜間想定）を定期的に見直し、非常時の緊急体制を徹底する。

⑧ 広報活動

- ・ 定期的な広報誌の発行やインターネットを活用した情報発信、事業所内及び関連機関に紙面を掲示する等、幅広い広報活動により認知度の向上を図る。